

(様式第1号)

平成26年度 第1回 市長等倫理審査会 会議録

日 時	平成26年7月17日(木) 11:00~12:00
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	委員 麻木 邦子 委員 岩本 仁紀子 委員 河原 誠 委員 土山 希美枝 委員 富田 智和 委員 中上 二郎 委員 長城 紀道 欠席委員 伊藤 恵子 市長 山中 健 副市長 岡本 威 教育長 福岡 憲助 病院事業管理者 佐治 文隆 事務局 佐藤総務部長, 安達人事課長, 福岡人事課係長, 野田人事課職員
事務局	人事課
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

- (1) 委嘱状交付
- (2) 市長挨拶
- (3) 委員及び市職員紹介
- (4) 会長及び職務代理者の選任について
- (5) 芦屋市長等倫理審査会について
- (6) その他

2 提出資料

- 資料1 芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例  
資料2 芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例施行規則

3 審議経過

開会

- (1) 会長選出について  
互選により河原氏を選任した(任期:平成28年5月末まで)。  
職務代理者について  
会長の指名により麻木氏を選任した(任期:平成28年5月末まで)。

(事務局 安達人事課長)

提出資料1, 2について, 芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例, 同施行規則の説明を行った。

(会長)

質問はありますか。

基本的にこの委員会は、請求があったときに開かれるものですので、それだけを適用しますと、開かなくてもよく、請求すらなかった。ただ、肩書きが載っているだけのもの。あまり馴染みのない条例ですので、簡単にまとめるような、内容を把握しておく、もし万が一何かあった場合に対応が遅れてしまうかもしれませんので、年に1回か2回簡単な勉強会を開けたらいいなと思っております。その関係はまた連絡するというので、頭の片隅においていただければと思います。私の方からは以上です。

(事務局 安達人事課長)

ありがとうございます。

本日の議題は以上ですが、意見等あれば、意見交換をしていただければと思います。

(土山委員)

病院事業管理者はどのような趣旨で入られたのでしょうか。

(事務局 佐藤総務部長)

病院事業に関しましては、以前は市役所業務の一部として、その権限を市長が執り行っていました。平成24年にこの条例の対象にした契機としましては病院を独立させて一部公営企業法上の全部適用、法の全部を適用するという体系の変更がございまして、その段階から病院事業管理者をこの条例の対象にさせていただいたという経過がございます。それまでは病院事業管理者が存在しておられませんでしたので対象とする必要もなかったということでもあります。

(土山委員)

市の大事な機関のトップにあつて、一定独立した権限を持っている人が、こうした倫理条例を遵守することが求められるということですね。

(事務局 佐藤総務部長)

そうです。先ほど事務局からご説明させていただいた倫理基準の遵守の各号にあたる権限を病院事業管理者は行使できる立場にございますので、同様にその行使にあたってはより慎重を期していただく立場に整理をさせていただいた。

(会長)

ありがとうございました。

病院事業管理者の方だけ除外規定がありますのは、まさに先生の人脈を使っただけで、良いお医者さんを良い技術を持つ専門家の方々を芦屋市に連れてきていただくという趣旨でございますので、ご了承ください。

(病院事業管理者)

ありがとうございます。

(会長)

今までの中で出てきたものとしまして、3ヶ月でどこまでの報告書を作らなければいけないのか、まだ一度も作ったことがないだけに、実は誰も今一つイメージができていない。裁判でするような判決書きになるようなものを作ることは厳しいのではないかと、そういう点でどのようなシミュレーションになるのか検討してみたい。この対象になるのは現役の議員・市長等なのかどうか、要は何か疑惑が出た段階で辞任されてしまった後に請求が1/50集まってきて、出された場合に我々は動くことになるのかならないのか。

あと選挙権を有する市民が総数の1/50という規定があったものなのかどうか、2年前に調べていただいたときには宝塚市は100人を超えるという具体的な数字、川西市は50人を超えるものでありました。その当時の芦屋の規模までを確認はしていないが、1,500人という数字は少し多いのではないかという話が謳われておりました。後ほどその点については改正が必要だということまではいかないまま、次回協議ということで終わっております。

麻木先生、何か補足はありますでしょうか。

(麻木委員)

実は私は2期目ということで職務代理者をご指名いただいたのですが、2年間何もなかった。是非この2年のあいだに勉強会を開いていただければ、対応者の認識が変わるのではないかと考えております。

(会長)

そのときは市役所の協力をよろしくお願いします。

皆様よろしいでしょうか。

(土山委員)

もう1件よろしいですか。

(会長)

はい、1件でも2件でもどうぞ。

(土山委員)

ありがとうございます。

枚方市ですとね、市長さんの汚職で有罪判決が出たあとに退職金の返還に関わる条例をめぐる不服申し立てのようなことがあり、元々、元市長は無罪を主張していたこともあったんですけども。こちらのほうは、そういった社会的身分、刑事的な現場に立っていたことがあった場合に、それに対して処遇を検討したりする仕組みはあるのでしょうか。この委員会ではないのかなとは思っておりますけど。芦屋市自体で何か持っていたりするのでしょうか。

(事務局佐藤総務部長)

この審査会で取り扱っていただくような事案は幸いなことにご紹介のとおりなかったわけですが、それよりも軽微な事務上のミスとか、あるいは信用失墜に至る行為が存在した場合には、議員の皆様方も、市長、副市長、その他特別職自らですとね、給与関係の条例を触らせていただいて、減額の措置を講じてまいりました経過というのはございます。

(土山委員)

では自ら減額ということで、特段規定があるわけではないということですね。

(事務局佐藤総務部長)

もちろん手続としては、そういう考え方に基づいて、その条例の改正議案を議会に提出させていただいて、議員議会の御承認をいただいた上でということにはなりますが、手続きは公表されておりますし、非常に透明性の高い手続にはなっております。

(会長)

その条例はホームページか何かで見ることができますか。

(事務局佐藤総務部長)

はい、ご覧いただくことはできます。

(土山委員)

ありがとうございました。

(会長)

他にございませんでしょうか。

(事務局安達人事課長)

先ほど会長の方からおっしゃられましたように、一度シミュレーションといえますか、勉強会の方は会長とご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。今後のスケジュールですけれども、勉強会の内容が決まりましたら、ご通知をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議題は以上でございますので、本日は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉会